

議案第1号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,435,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,701,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 15 国庫支出金 | | 31,421,121 | 2,391,379 | 33,812,500 |
| | 1 国庫負担金 | 23,819,712 | 499,503 | 24,319,215 |
| | 2 国庫補助金 | 2,354,880 | 943,263 | 3,298,143 |
| | 3 国庫交付金 | 5,234,032 | 941,613 | 6,175,645 |
| | 4 国庫委託金 | 12,497 | 7,000 | 19,497 |
| 16 県支出金 | | 11,545,239 | 47,042 | 11,592,281 |
| | 1 県負担金 | 8,096,712 | 20,982 | 8,117,694 |
| | 2 県補助金 | 2,523,353 | 22,316 | 2,545,669 |
| | 3 県交付金 | 847,740 | 3,744 | 851,484 |
| 19 繰入金 | | 310,859 | 55,250 | 366,109 |
| | 1 基金繰入金 | 148,087 | 55,250 | 203,337 |
| 21 諸収入 | | 3,763,824 | 13,267 | 3,777,091 |
| | 7 雑収入 | 1,412,291 | 13,267 | 1,425,558 |
| 22 市債 | | 8,558,200 | 928,300 | 9,486,500 |
| | 1 市債 | 8,558,200 | 928,300 | 9,486,500 |
| 歳入合計 | | 147,265,787 | 3,435,238 | 150,701,025 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 2 総 務 費 | | 11,282,337 | 213,258 | 11,495,595 |
| | 1 総務管理費 | 6,689,971 | 70,658 | 6,760,629 |
| | 3 市民生活費 | 577,376 | 2,100 | 579,476 |
| | 7 文化スポーツ費 | 1,231,775 | 140,500 | 1,372,275 |
| 3 民 生 費 | | 71,284,633 | 566,565 | 71,851,198 |
| | 1 社会福祉費 | 29,341,469 | 11,409 | 29,352,878 |
| | 3 児童福祉費 | 19,828,126 | 555,156 | 20,383,282 |
| 4 衛 生 費 | | 9,291,920 | 873,024 | 10,164,944 |
| | 1 保健衛生費 | 4,445,329 | 817,080 | 5,262,409 |
| | 3 環境保全費 | 189,577 | 55,944 | 245,521 |
| 5 農林水産業費 | | 910,822 | 11,216 | 922,038 |
| | 1 農 業 費 | 653,824 | 11,216 | 665,040 |
| 6 商 工 費 | | 4,315,327 | 319 | 4,315,646 |
| | 2 観 光 費 | 1,709,480 | 319 | 1,709,799 |
| 7 土 木 費 | | 7,656,469 | 1,523,246 | 9,179,715 |
| | 1 土木管理費 | 881,784 | 42,614 | 924,398 |
| | 2 道路橋梁費 | 2,702,343 | 788,802 | 3,491,145 |
| | 3 河 川 費 | 327,670 | 8,000 | 335,670 |
| | 4 都市計画費 | 804,758 | 9,538 | 814,296 |
| | 5 都市計画道路費 | 377,458 | 469,601 | 847,059 |
| | 6 公 園 費 | 407,054 | 169,691 | 576,745 |
| | 7 下 水 道 費 | 302,480 | 35,000 | 337,480 |
| 8 消 防 費 | | 5,577,841 | 9,596 | 5,587,437 |
| | 1 消 防 費 | 5,577,841 | 9,596 | 5,587,437 |
| 9 教 育 費 | | 9,105,947 | 238,014 | 9,343,961 |
| | 1 教育総務費 | 2,003,368 | 805 | 2,004,173 |
| | 2 小 学 校 費 | 2,440,679 | 26,477 | 2,467,156 |
| | 6 社会教育費 | 2,153,618 | 210,732 | 2,364,350 |
| 歳 出 合 計 | | 147,265,787 | 3,435,238 | 150,701,025 |

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 中学校給食センター整備運営事業 | 令和6年度 } 令和22年度 | 9,376,676 |
| 合 計 | | 9,376,676 |

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------|-------|-----------|
| コミュニティセンター建設事業 | 令和6年度 | 1,019,073 |
| 合 計 | | 1,019,073 |

2 変更

(単位 千円)

| 事 項 | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|--------------|------------------|-----------|------------------|-----------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 地方道整備事業(河西橋) | 令和6年度 } 令和7年度 | 1,226,000 | 令和6年度 } 令和7年度 | 1,268,543 |
| 合 計 | | 1,226,000 | | 1,268,543 |

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|----------------|---------|------------|---|---|
| 社会福祉施設整備事業 | 3,500 | 証書借入又は債券発行 | 年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。 |
| 八番丁館解体撤去事業 | 5,900 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 下水道施設管理事業 | 35,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| コミュニティセンター建設事業 | 135,900 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 計 | 180,300 | | | |

2 変 更

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-------------------------|-----------|------------|---|---|-----------|------------|---|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| スカイタウンつつじが丘テニスコート周辺整備事業 | 97,800 | 証書借入又は債券発行 | 年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。 | 161,100 | 証書借入又は債券発行 | 年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。 |
| 道路施設改善事業 | 512,900 | 〃 | 〃 | 〃 | 648,200 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 地方道整備事業 | 478,700 | 〃 | 〃 | 〃 | 728,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 準用河川改修事業 | 63,400 | 〃 | 〃 | 〃 | 68,200 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 街路事業 | 192,400 | 〃 | 〃 | 〃 | 403,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 公園施設整備事業 | 49,600 | 〃 | 〃 | 〃 | 115,500 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 小学校施設整備事業 | 141,200 | 〃 | 〃 | 〃 | 158,600 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 計 | 8,558,200 | | | | 9,306,200 | | | |

議案第2号

和歌山市税条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第80条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第7条第1項中「附則第7条の4の2」を「附則第7条の4の3」に改める。

附則第7条の4第5項及び第10項中「又は次条第1項若しくは第5項」を「、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第7条の4の3第1項」に改める。

附則第7条の4の2第5項中「対して第1項」の次に「若しくは次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第7条の4の3 新築された日から20年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第5条の2第1項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第5条の8に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第7条の4第1項若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の3分の1に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、総務省令で

定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第1項の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下この条において「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例(平成12年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考5、別表第2その1備考3、同表その2備考5、別表第3その1備考3及び同表その2備考5中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例の一部改正)

第2条 和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例(平成12年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考5、別表第2その1備考3、同表その2備考5、別表第3その1備考3及び同表その2備考5中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例(平成12年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考7中「第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号に規定する主務大臣」に、「第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に改める。

(和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第7項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第6

6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

附則第2項から第4項まで及び附則第6項中「省令」を「府令」に改める。

(和歌山市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 和歌山市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(和歌山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 和歌山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第3条第1項中「省令」を「府令」に改める。

(和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第3条中「省令」を「府令」に改める。

(和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第9条 和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(和歌山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正)

第10条 和歌山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例
和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3西山東の項を削り、同表岡崎の項中

| | |
|-------|------|
| 令和元年度 | 高層耐火 |
|-------|------|

を

| | |
|-------|------|
| 令和元年度 | 高層耐火 |
| 令和5年度 | 高層耐火 |

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3岡崎の項の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第6号

和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市宅地造成等に関する条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。
第2条中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第24条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表

第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の和歌山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第8号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和5年6月23日提出

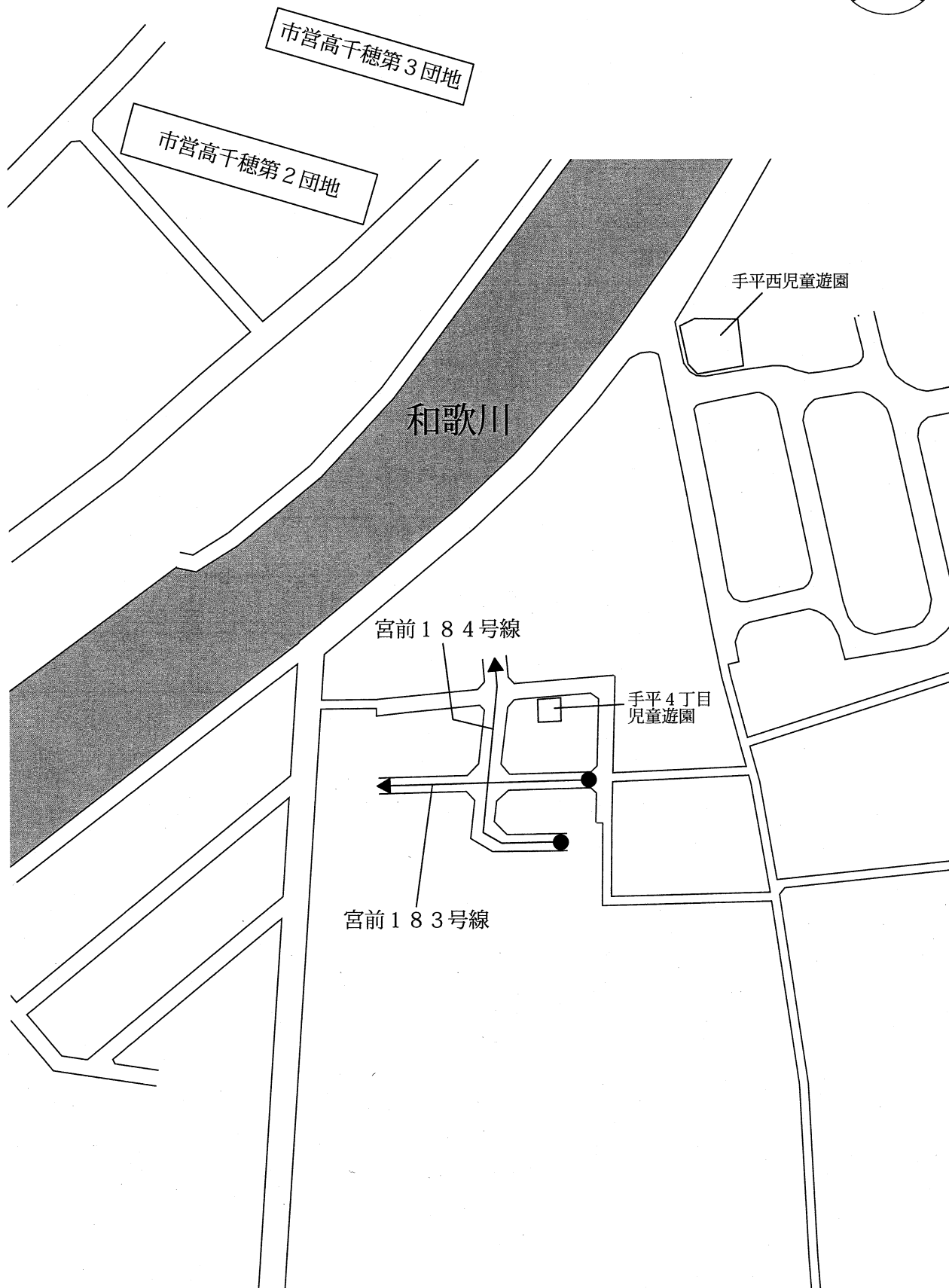
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 起終 | 点 | 備考 |
|--------|----------|-----------|-----------|----|
| 16-183 | 宮前183号線 | 和歌山市手平4丁目 | 和歌山市手平4丁目 | |
| 16-184 | 宮前184号線 | 和歌山市手平4丁目 | 和歌山市手平4丁目 | |
| 16-185 | 宮前185号線 | 和歌山市小雑賀 | 和歌山市小雑賀 | |
| 16-186 | 宮前186号線 | 和歌山市小雑賀 | 和歌山市小雑賀 | |
| 16-187 | 宮前187号線 | 和歌山市小雑賀 | 和歌山市小雑賀 | |
| 16-188 | 宮前188号線 | 和歌山市小雑賀 | 和歌山市小雑賀 | |
| 16-189 | 宮前189号線 | 和歌山市小雑賀 | 和歌山市小雑賀 | |
| 22-336 | 藤戸台164号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-337 | 藤戸台165号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-338 | 藤戸台166号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-339 | 藤戸台167号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-340 | 藤戸台168号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-341 | 藤戸台169号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-342 | 藤戸台170号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-343 | 藤戸台171号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-344 | 藤戸台172号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-345 | 藤戸台173号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-346 | 藤戸台174号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |
| 22-347 | 藤戸台175号線 | 和歌山市栄谷 | 和歌山市栄谷 | |

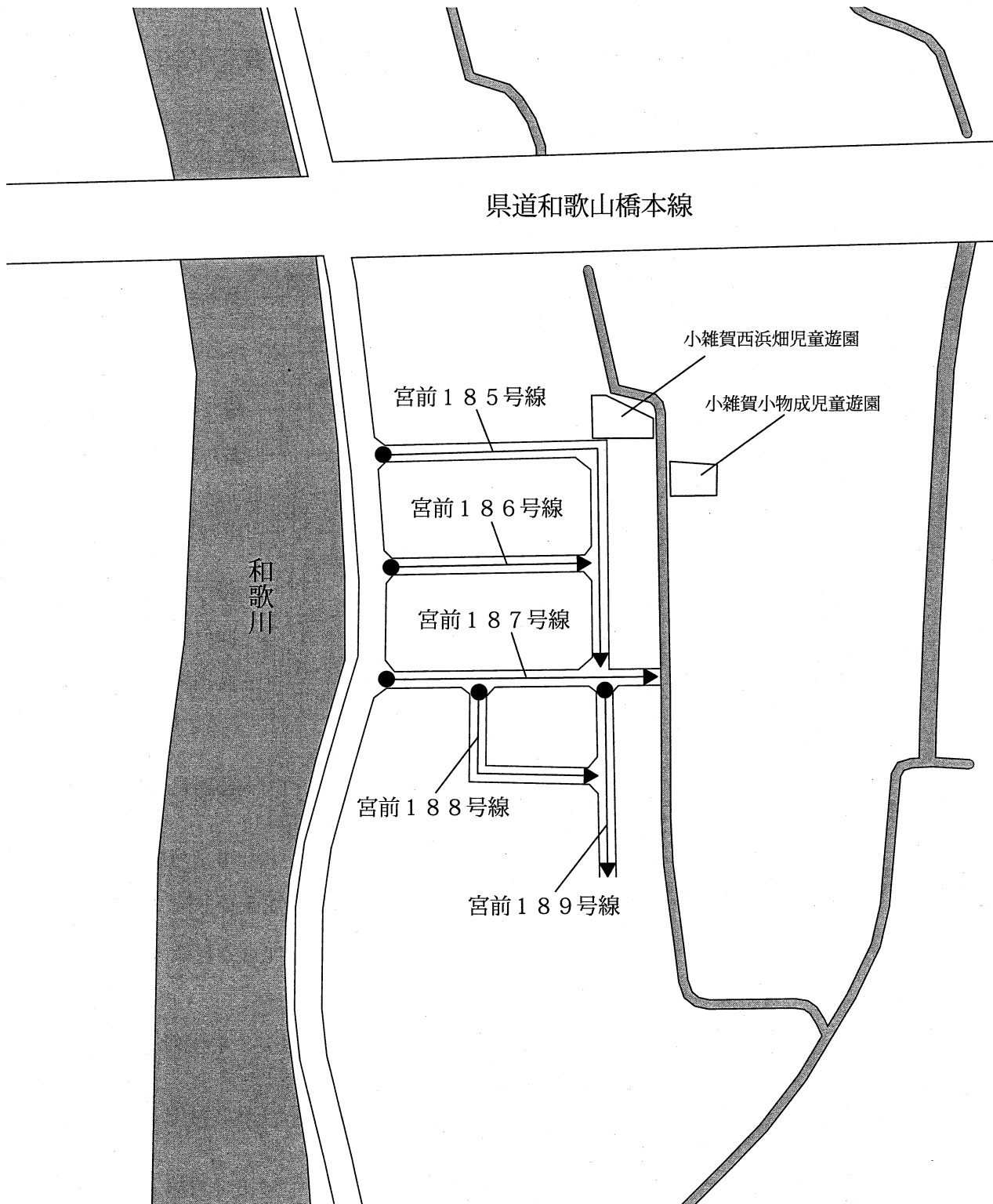
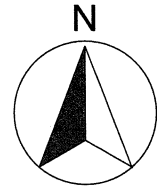
| 整理番号 | 路線名 | 起 終 | 点 点 | 備 考 |
|--------|----------|------------------|--------|--------|
| 22-348 | 藤戸台176号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-349 | 藤戸台177号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-350 | 藤戸台178号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-351 | 藤戸台179号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-352 | 藤戸台180号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-353 | 藤戸台181号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-354 | 藤戸台182号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-355 | 藤戸台183号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-356 | 藤戸台184号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-357 | 藤戸台185号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-358 | 藤戸台186号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-359 | 藤戸台187号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-360 | 藤戸台188号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-361 | 藤戸台189号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-362 | 藤戸台190号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-363 | 藤戸台191号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-364 | 藤戸台192号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-365 | 藤戸台193号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-366 | 藤戸台194号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-367 | 藤戸台195号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-368 | 藤戸台196号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-369 | 藤戸台197号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-370 | 藤戸台198号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |

| 整理番号 | 路線名 | 起 終 | 点 点 | 備 考 |
|--------|----------|--------------------|--------|--------|
| 22-371 | 藤戸台199号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-372 | 藤戸台200号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 22-373 | 藤戸台201号線 | 和歌山市栄谷 和歌山市栄谷 | | |
| 25-165 | 岡崎165号線 | 和歌山市井辺 和歌山市井辺 | | |
| 26-333 | 西脇333号線 | 和歌山市西庄 和歌山市西庄 | | |
| 31-187 | 有功187号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-188 | 有功188号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-189 | 有功189号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-190 | 有功190号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-191 | 有功191号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-192 | 有功192号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-193 | 有功193号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| 31-194 | 有功194号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |

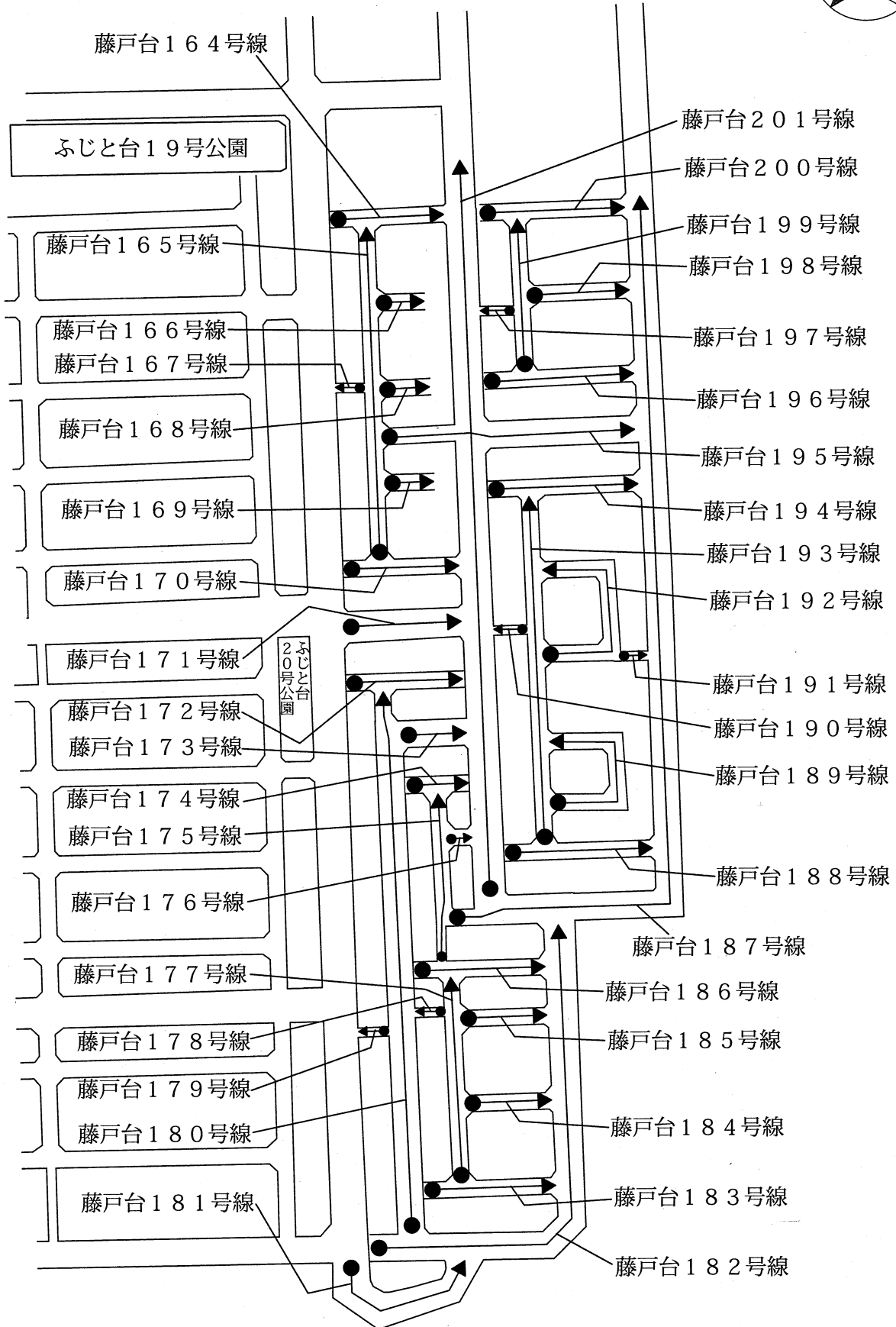
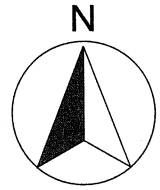
路線認定図



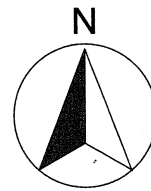
路線認定図



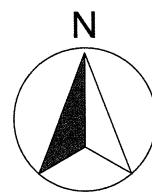
路線認定図



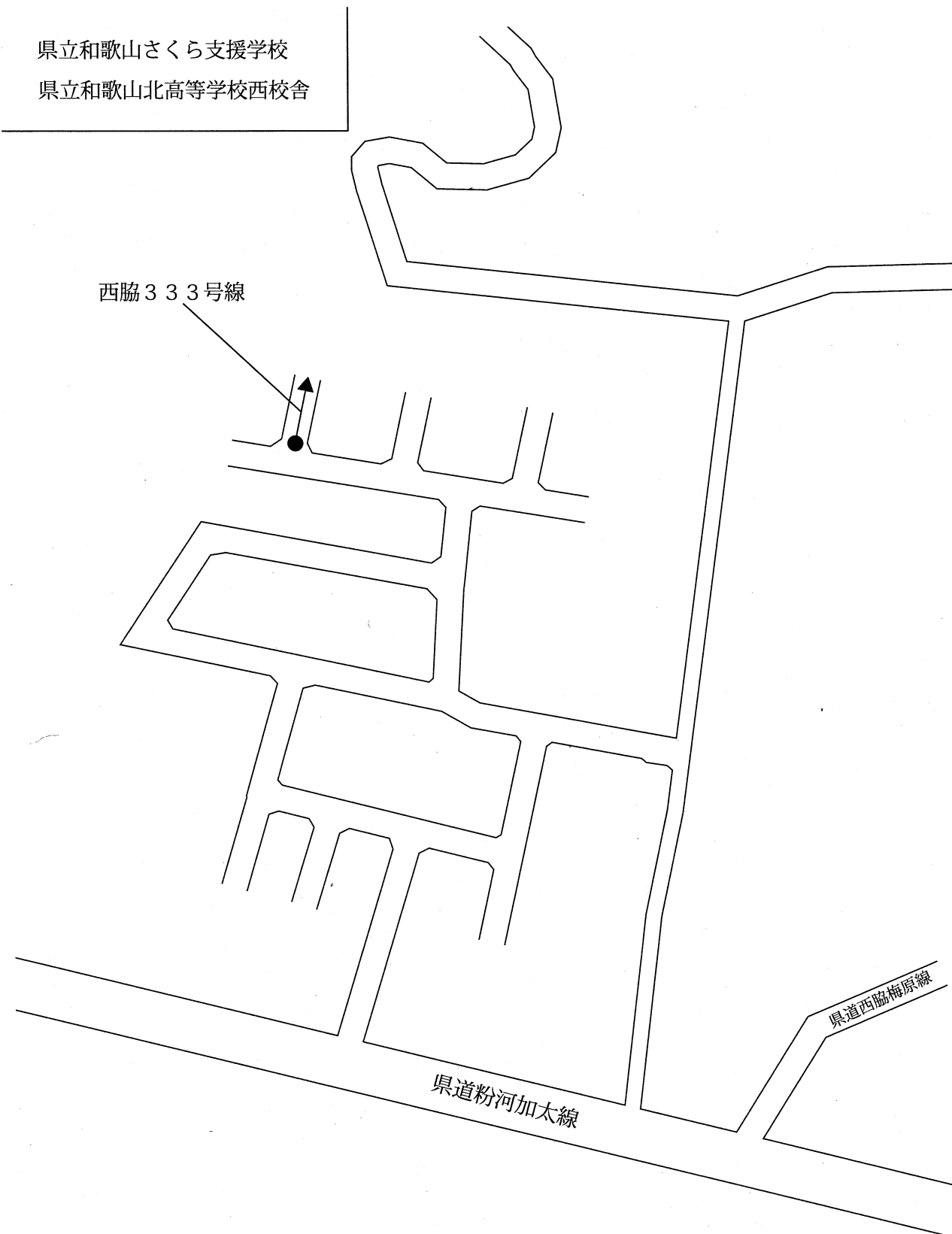
路線認定図



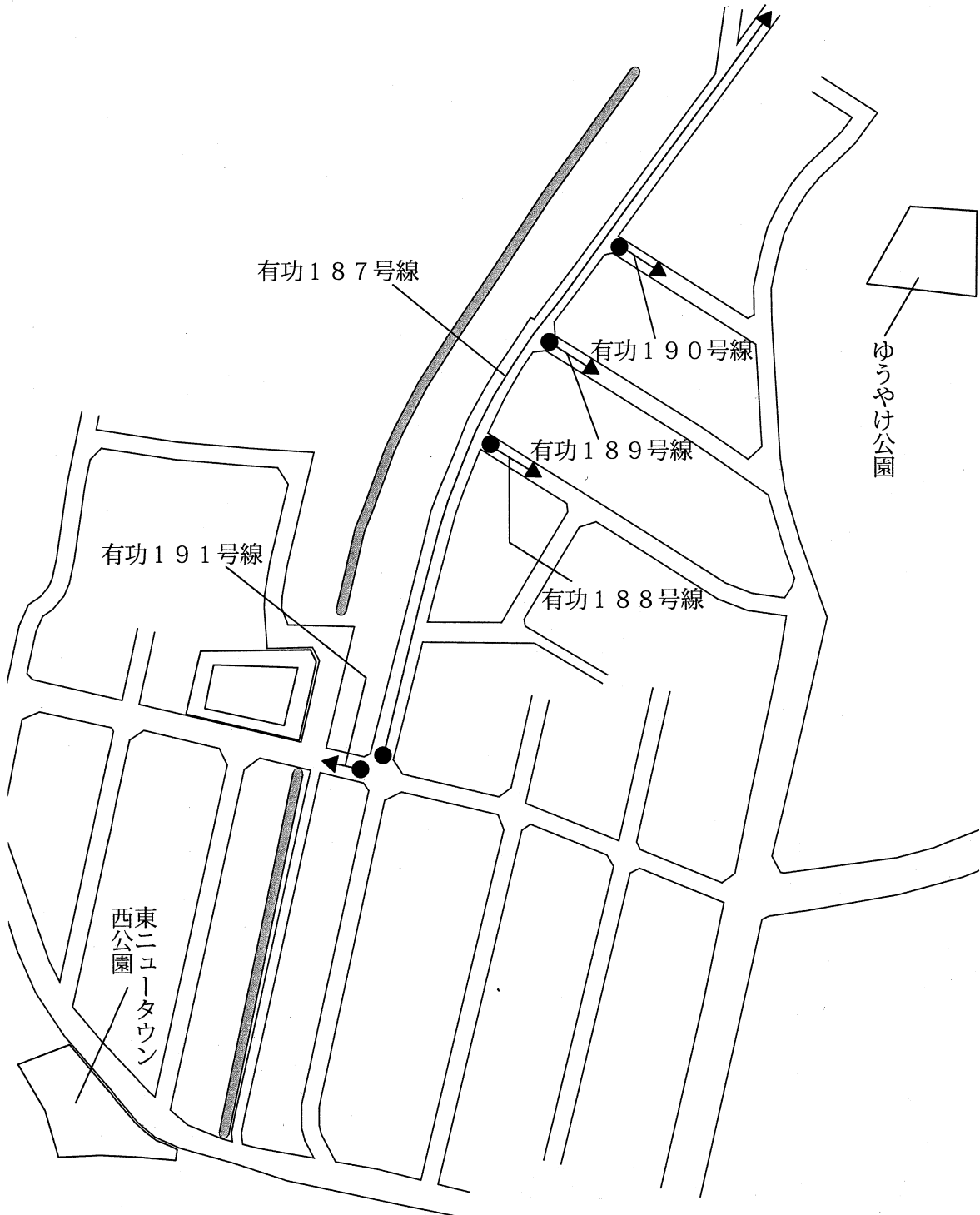
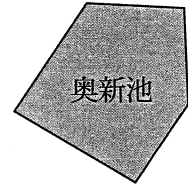
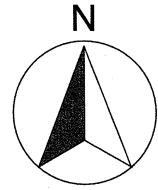
路線認定図



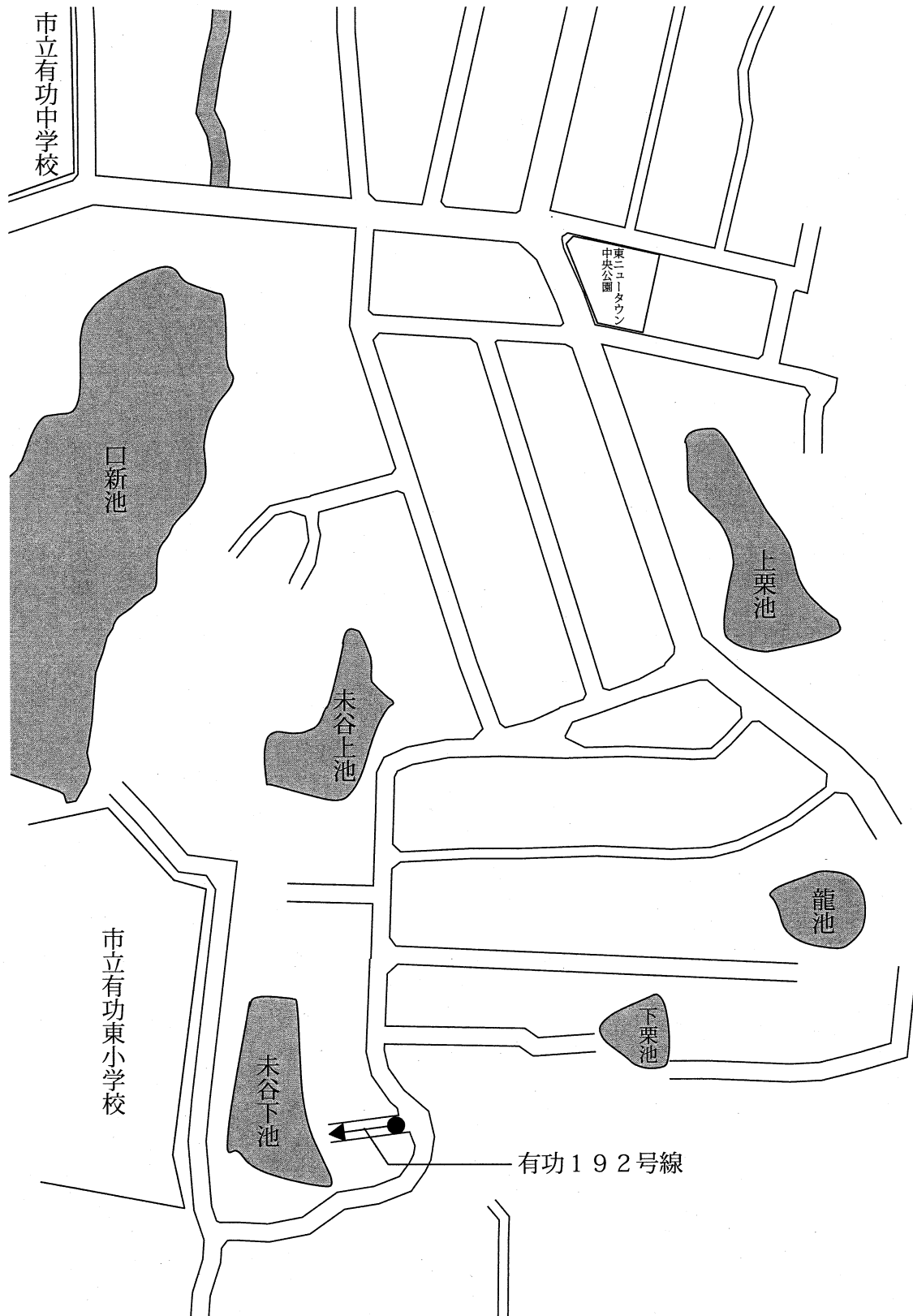
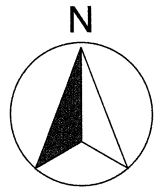
県立和歌山さくら支援学校
県立和歌山北高等学校西校舎



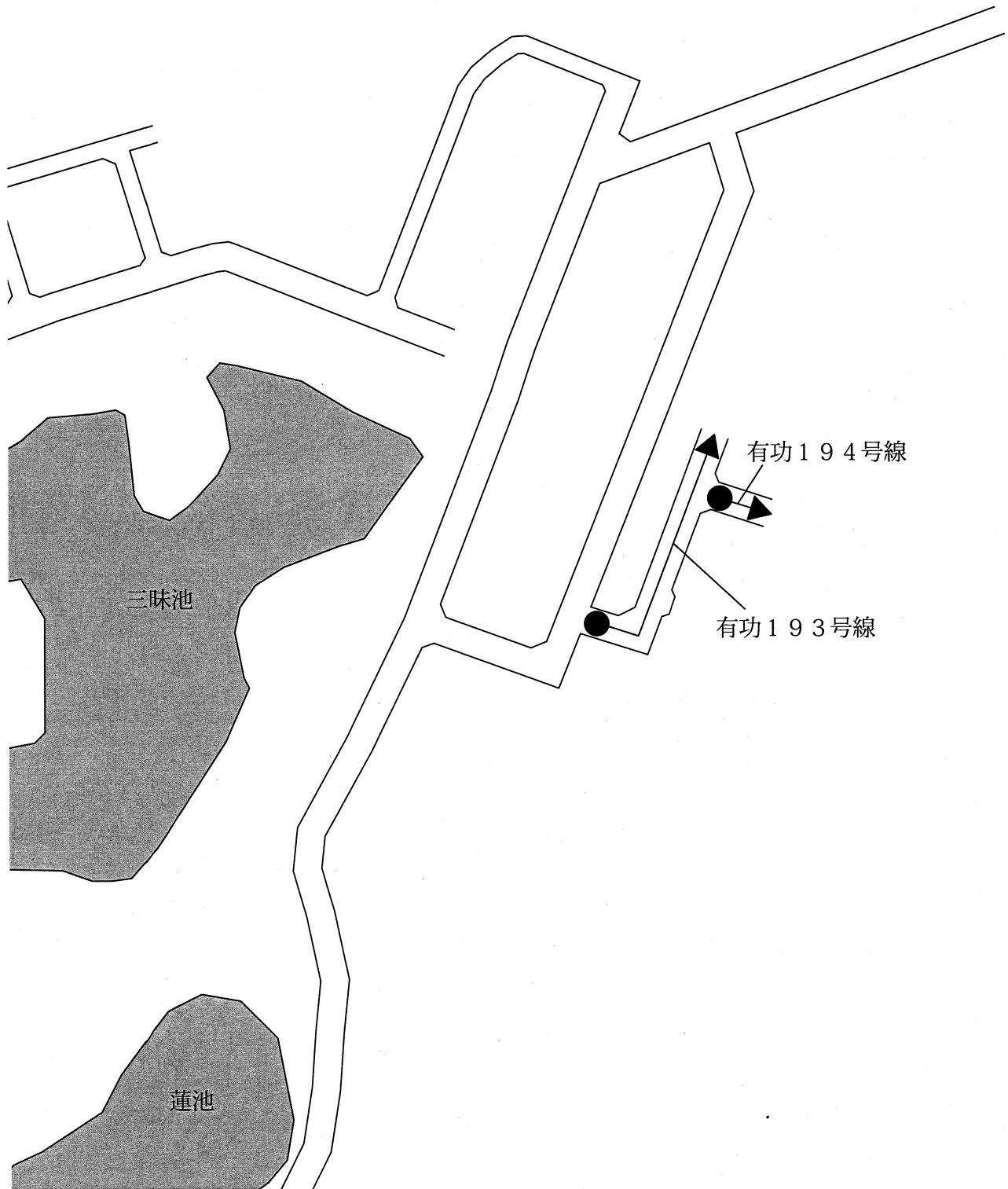
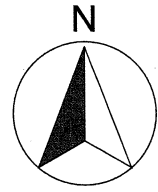
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第9号

市道路線変更について

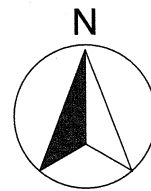
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和5年6月23日提出

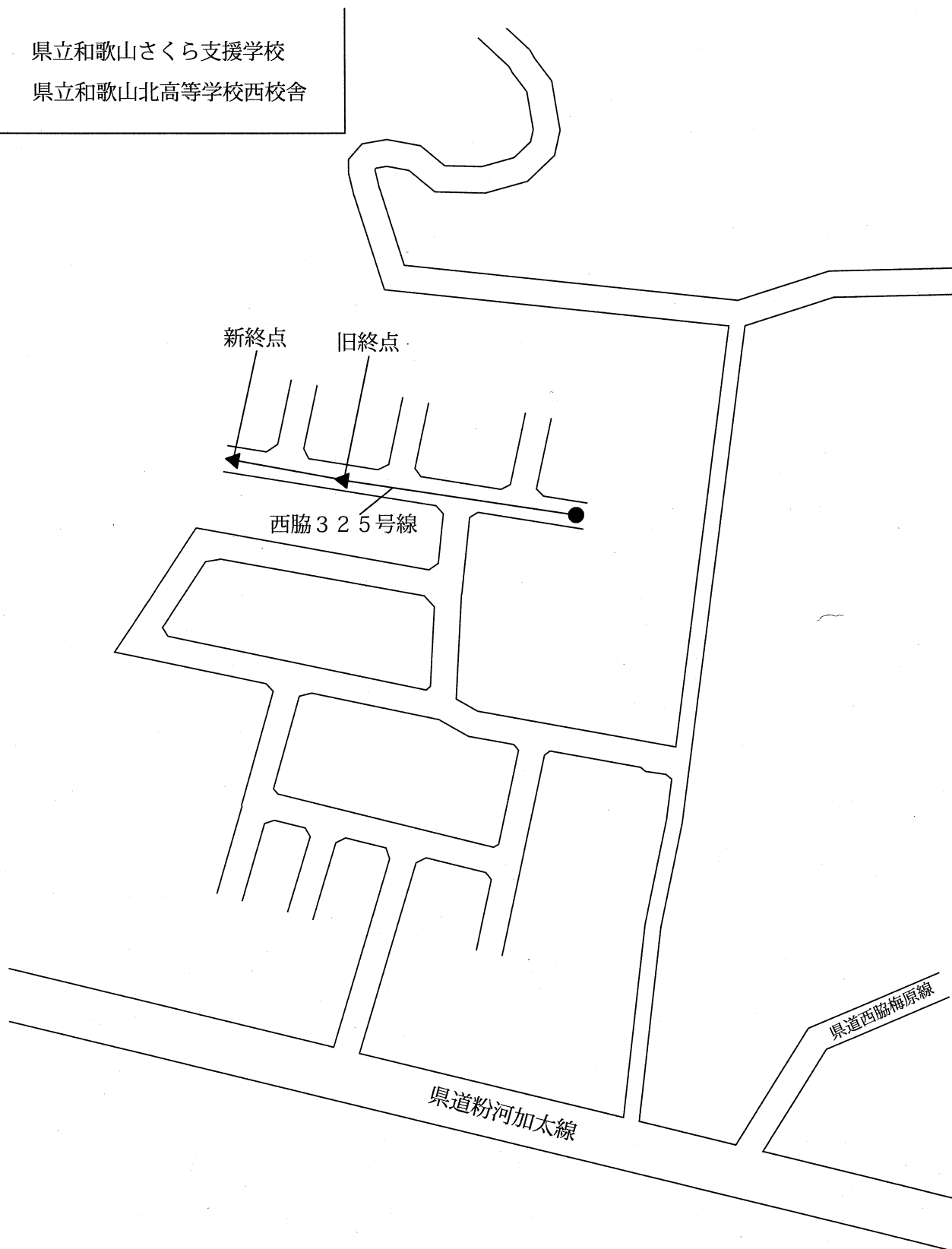
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 旧新別 | 路線名 | 起 終 | 点 点 | 備 考 |
|--------|-----|---------|--------------------|--------|--------|
| 26-325 | 旧 | 西脇325号線 | 和歌山市西庄 和歌山市西庄 | | |
| | 新 | 西脇325号線 | 和歌山市西庄 和歌山市西庄 | | 終点の変更 |
| 31-163 | 旧 | 有功163号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | |
| | 新 | 有功163号線 | 和歌山市六十谷 和歌山市六十谷 | | 終点の変更 |

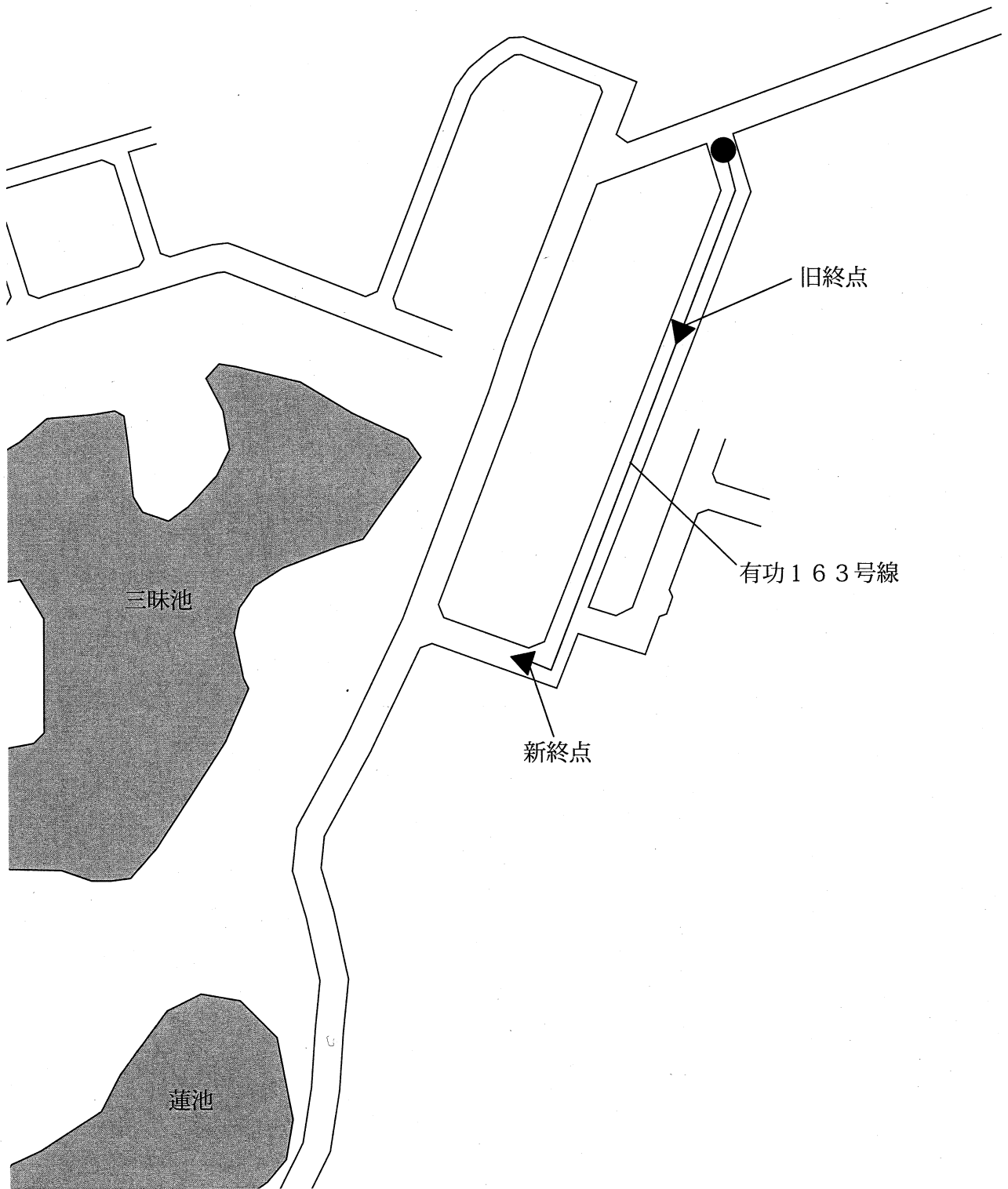
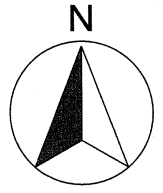
路線変更図



県立和歌山さくら支援学校
県立和歌山北高等学校西校舎



路線変更図



議案第10号

所有権移転登記手続等請求本訴反訴事件の和解について

令和4年1月21日付け[REDACTED]から提訴され、それに対し本市が令和5年1月17日付け反訴した和歌山地方裁判所係争中の所有権移転登記手続等請求本訴反訴事件を次のとおり和解するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 事件番号

和歌山地方裁判所令和4年(ワ)第18号(本訴)、同5年(ワ)第13号(反訴)

本訴原告兼反诉被告 [REDACTED] (以下「原告」という)

本诉被告兼反訴原告 和歌山市 (以下「被告」という)

2 和解する相手方の住所及び氏名

[REDACTED]

3 和解の内容

(1) 被告は、本日、原告に対し、下記土地(以下「本件土地」という)を、同土地上のポール及びポールに張ったロープ並びに同土地上の建物を覆った安全ネットを含めた現状有姿にて代金330万円で売り渡し、原告はこれを買受けた。

記

所在：和歌山市湊三丁目 地番：601番

地目：宅地 地積：135.81㎡

(2) 原告は、被告に対し、前項記載の売買代金330万円を本和解席上現金にて支払い、被告はこれを受領した。

(3) 被告は、原告に対し、本件土地につき、本日付け(令和5年7月20日付け)売買を原因とする所有権移転登記手続をする。但し、登記手続に要する費用は原告の負担とする。

(4) 原告と被告は、本件土地上にある建物、ブロック積み、柵その他の構造物(以下「本件建物等」という)が、全て原告の所有であることを相互に確認し、原告は、被告に対し、万が一、本件建物等につき所有権その他の権利を主張する者が現れた場合の対応は、原告において責任をもって行うことを約する。

(5) 原告は、本和解成立後の本件土地及び本件建物等の管理を誠実にを行い、近隣住民等に迷惑が掛からないように配慮する。

(6) 原告及び被告は、いずれも、その余の請求を放棄する。

(7) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

議案第11号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,618,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,319,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 15 国庫支出金 | | 33,812,500 | 2,613,825 | 36,426,325 |
| | 3 国庫交付金 | 6,175,645 | 2,613,825 | 8,789,470 |
| 21 諸収入 | | 3,777,091 | 4,751 | 3,781,842 |
| | 7 雑入 | 1,425,558 | 4,751 | 1,430,309 |
| 歳入合計 | | 150,701,025 | 2,618,576 | 153,319,601 |

歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 3 民生費 | | 71,851,198 | 1,764,549 | 73,615,747 |
| | 1 社会福祉費 | 29,352,878 | 1,764,549 | 31,117,427 |
| 6 商工費 | | 4,315,646 | 109,000 | 4,424,646 |
| | 1 商工費 | 2,605,847 | 109,000 | 2,714,847 |
| 7 土木費 | | 9,179,715 | 13,398 | 9,193,113 |
| | 4 都市計画費 | 814,296 | 13,398 | 827,694 |
| 9 教育費 | | 9,343,961 | 731,629 | 10,075,590 |
| | 1 教育総務費 | 2,004,173 | 23,639 | 2,027,812 |
| | 2 小学校費 | 2,467,156 | 701,706 | 3,168,862 |
| | 3 中学校費 | 852,977 | 1,533 | 854,510 |
| | 7 保健体育費 | 540,193 | 4,751 | 544,944 |
| 歳出合計 | | 150,701,025 | 2,618,576 | 153,319,601 |

議案第 1 2 号

令和 5 年度和歌山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度和歌山市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 2, 2 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 3, 4 3 1, 8 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 2 3 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|---------|-------------|
| 15 国庫支出金 | | 36,426,325 | 26,680 | 36,453,005 |
| | 2 国庫補助金 | 3,298,143 | 26,680 | 3,324,823 |
| 19 繰入金 | | 366,109 | 12,308 | 378,417 |
| | 1 基金繰入金 | 203,337 | 12,308 | 215,645 |
| 22 市債 | | 9,486,500 | 73,300 | 9,559,800 |
| | 1 市債 | 9,486,500 | 73,300 | 9,559,800 |
| 歳入合計 | | 153,319,601 | 112,288 | 153,431,889 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|---------------------------------|-------------|---------|-------------|
| 13 災 害 復 旧 費 | | — | 112,288 | 112,288 |
| | 1 令和5年度発生 農林水産施設災 害 復 旧 費 | — | 37,248 | 37,248 |
| | 2 令和5年度発生 土木施設災害復 旧 費 | — | 75,040 | 75,040 |
| 歳 出 | 合 計 | 153,319,601 | 112,288 | 153,431,889 |

第2表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------------|--------|------------|---|---|
| 令和5年度発生農林水産施設災害復旧事業 | 25,000 | 証書借入又は債券発行 | 年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。 |
| 令和5年度発生土木施設災害復旧事業 | 48,300 | ” | ” | ” |
| 計 | 73,300 | | | |

議案第13号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

| | |
|-------------|--|
| 工 事 名 | 友ヶ島野奈浦栈橋架替工事 |
| 工 事 場 所 | 和歌山市加太地先 |
| 請 負 代 金 額 | 550,000,000円 |
| 契 約 の 相 手 方 | 和歌山市加太835番地の3 福興建設株式会社 代表取締役 松 井 良 樹 |
| 契 約 方 法 | 一 般 競 争 入 札 |

議案第14号

物品購入契約について

小型動力ポンプ付き普通積載車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的
物品の名称 小型動力ポンプ付き普通積載車
数 量 2台
納入場所 和歌山市八番丁12番地
和歌山市消防局
- 2 契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地
有限会社和歌山防火協会
代表取締役 山本幹哉
- 3 契約金額 19,360,000円
- 4 契約方法 一般競争入札

議案第15号

物品購入契約について

災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型

数 量 1台

納入場所 和歌山市八番丁12番地
和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地
有限会社和歌山防火協会
代表取締役 山本幹哉

3 契約金額 53,790,000円

4 契約方法 一般競争入札

議案第16号

物品購入契約について

災害対応特殊救急自動車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的
物品の名称 災害対応特殊救急自動車
数 量 2台
納入場所 和歌山市八番丁12番地
和歌山市消防局
- 2 契約の相手方 和歌山市和歌浦東三丁目5番54号
日産プリンス和歌山販売株式会社
代表取締役 町 田 大 輔
- 3 契約金額 39,160,000円
- 4 契約方法 一般競争入札

議案第17号

物品購入契約について

高度救命処置用資機材の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 高度救命処置用資機材

数 量 2セット

納入場所 和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局

2 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区港島中町2丁目2番1

日本船舶薬品株式会社 神戸支店

支店長 段 哲哉

3 契約金額 38,280,000円

4 契約方法 一般競争入札

議案第18号

物品購入契約について

学習用コンピューター（小学校用）の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 学習用コンピューター（小学校用）

数 量 784台

納入場所 和歌山市西汀丁29番地 教育文化センター3階
和歌山市教育研究所

2 契約の相手方 和歌山市吹屋町5-29-1

和歌山電工株式会社 和歌山営業所
所長 松 山 慶 吾

3 契約金額 43,809,920円

4 契約方法 随意契約

議案第19号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| | |
|--------|---|
| 契約の名称 | 市民図書館コンピュータシステム更新及び運用保守業務 |
| 契約の場所 | 和歌山市屏風丁17番地 和歌山市民図書館ほか8施設 |
| 契約金額 | 244,821,500円 |
| 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号 NECネクサソリューションズ株式会社関西支社 関西支社長 伊藤幸夫 |
| 契約方法 | 一般競争入札 |

議案第20号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| | |
|--------|---|
| 契約の名称 | 高機能消防指令システム等構築業務 |
| 契約の場所 | 和歌山市八番丁12番地 和歌山市消防局ほか4消防本部 |
| 契約金額 | 2,530,000,000円 |
| 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号 日本電気株式会社関西支社 関西支社長 沓澤和也 |
| 契約方法 | 一般競争入札 |